

申告書は郵送で提出できます！

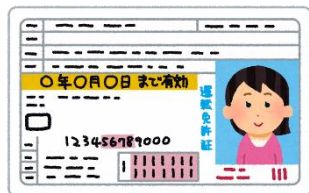
新型コロナウイルス感染拡大防止・申告会場の混雑緩和のため郵送申告にご協力下さい。

①個人番号確認書類のコピー



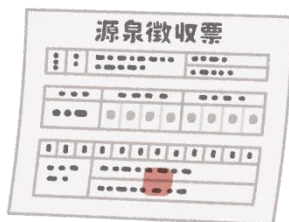
マイナンバーカード
(裏面)、通知カードなど

②身元確認書類のコピー



マイナンバーカード
(表面)、運転免許証、保険証など

③収入がわかる書類



源泉徴収票、
収支内訳書など

④控除がわかる書類



医療費控除の明細書、
各種控除証明書など

注意点

- ①～④までの書類を申告書(電話番号必須)と一緒に返信用封筒に同封してください。詳しくは「添付書類 貼り付け用紙」を参照してください。
- 控除について④がない場合は、申告書に記入があっても適用とならない場合があります。
- 添付書類に不足がある場合、後日提出していただく場合があります。
- 送付していただいた書類は5年間保管いたします。また、保管年数を過ぎた書類は処分いたしますのであらかじめご了承ください。

必要書類の返却を希望される方

○郵送で返却を希望される方

返信用封筒(住所、氏名を記載)に切手を貼り、申告書の郵送時に同封してください。申告内容の確認のため、3月下旬頃を目安に返却する予定です。

○税務課窓口にて返却を希望される方

税務課市民税係まで事前にご連絡の上、お越しください。

医療費控除を申告する方

○医療費控除の明細書または医療費通知

(健康保険組合が発行する「医療費のお知らせ」等)を必ず同封してください。

※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受ける場合は、明細書と「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」を同封してください。

※領収書の添付は不要ですが、明細書の内容確認をするため、領収書の提示又は提出を求める場合があります。自宅等で5年間保管してください。